

(2者契約用・案)

令和8年度小中学校事務室用パソコン機器等の賃貸借契約書（長期継続契約）

那覇市（以下「甲」という。）と※落札業者※（以下「乙」という。）は、乙所有の電算機器及び関連物品（以下「機器」という。）の賃貸借について、甲乙間で次のとおり契約を締結し、信義に従ってこれを履行するものとする。

- 1 品名及び数量 別紙1（機器明細書）のとおり
- 2 納入期日 令和8年5月29日
- 3 賃貸借期間 令和8年6月1日から令和13年5月31日（60月）
- 4 総賃借料 ¥ 円（うち消費税及び地方消費税額 ¥ 円）
(月額) ¥ 円（うち消費税及び地方消費税額 ¥ 円）
(年度別内訳)

年度	月数	支払金額（消費税及び地方消費税込み）		
令和8年度	10	年額	円	（うち消費税及び地方消費税額 円）
令和9年度	12	年額	円	（うち消費税及び地方消費税額 円）
令和10年度	12	年額	円	（うち消費税及び地方消費税額 円）
令和11年度	12	年額	円	（うち消費税及び地方消費税額 円）
令和12年度	12	年額	円	（うち消費税及び地方消費税額 円）
令和13年度	2	年額	円	（うち消費税及び地方消費税額 円）

- 5 機器設置場所 別紙2（機器設置場所一覧）のとおり

(2者契約用・案)

契約条項

(契約の趣旨)

第1条 甲に対する機器の賃貸借に関する契約内容については、この契約条項によるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、日本国国内法令及び、那覇市条例及び規則等を遵守し、これに違反してはならない。

(機器の引渡)

第3条 甲は納入期日までに設置場所において機器の受入準備を完了する。

2 乙は責任を持って納入期日までに機器等の納入、設置及び調整等にあたり、甲に引き渡すものとする。

3 前項にかかる経費は契約賃貸借料に含まれるものとする。

(賃貸借料)

第4条 機器の賃貸借料は頭書記載の金額とする。

(消費税及び地方消費税)

第5条 この契約に関する賃貸借料の表記は内税方式とする。

2 消費税の算出に際して1円未満の端数が生じた場合は、当該端数は切り捨てる。

(賃貸料の請求及び支払)

第6条 乙は、賃貸借料について、使用月の翌月初めに請求を行い、甲は、適正な請求書を受理した日から起算して30日以内に乙に支払うものとする。

2 甲の責めに帰すべき事由により、前項の期限内に支払がなかった場合は、乙は、支払期日の翌日から支払日まで、その請求金額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律の規定に定める率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(乙の所有権表示)

第7条 乙は、機器に乙の所有に属する旨の表示を行う。

2 甲は、前項の表示を汚したり、取り外してはならない。

(機器の保守及び保証)

第8条 乙は、甲が行う機器の保守にかかるメーカーサポート窓口の照会及び修理等に伴う物品の調達等について協力義務を負うものとする。

(2者契約用・案)

- 2 甲の依頼により乙が機器を修繕する場合は、乙は甲に修繕内容を報告するものとする。
- 3 当該保守については、故障の原因が甲の故意又は重大な過失による場合は対象としない。

(部品の取付、機器の改造及び移転)

第9条 甲は、次に定める項目については、あらかじめ乙の文書による承諾を必要とする。

- (1) 機器に部品を取り付ける場合
- (2) 機器を改造する場合
- (3) 機器を他の学校等に移設する場合

(技術指導等)

第10条 機器の使用に際し、甲が必要とする技術指導等に要する経費は、乙の負担とする。

- 2 前項に定める技術指導には、次の事項を含むものとする。
 - (1) 機器の初期設定に関すること
 - (2) 機器のOS（オペレーティングシステム）操作に関すること

(善良なる管理者の注意等)

第11条 甲は、善良なる管理者の注意をもって機器を管理する。

- 2 甲は、機器の使用に際しては、それらに添付される取扱説明書等に定めるとおりの用法及び用途にのみ使用する。
- 3 甲は、機器及びこの契約に基づく賃借権等を第三者の権利の目的物とすることはできない。

(乙の責任制限)

第12条 乙は、ソフトウェアに起因する機器の動作停止、故障、事故等によって甲に生じた損害については、一切の責任を負わない。

(契約不適合責任)

第13条 納入された機器に不適合があった場合、甲は乙に対して不適合があることを知ったときから1年間、補修、代品の提供等必要な措置を請求することができる。

- 2 前項の措置に関する経費は、乙の負担とする。
- 3 1項に関わらず、甲がその契約不適合の存在を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その契約不適合を理由として、補修、代品の提供等の請求及び損害賠償の請求をすることができない。
- 4 前項の規定は、納入物を甲に引き渡したときにおいて、乙がその契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、適用しないものとする。

(保険)

(2者契約用・案)

第14条 乙は、機器に動産総合保険を付保し、その保険料は乙が負担する。

2 動産総合保険の内容等については、別紙3「動産総合保険内容」のとおりとする。

(通知業務)

第15条 次の場合、甲は、遅滞なく乙に通知しなければならない。

- (1) 機器につき、乙の権利を侵害するような事態が発生したとき、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 機器につき、盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき。

(契約の解除)

第16条 甲及び乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何ら催告なしに直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第2条に記載された法令遵守ができなかった場合
 - (2) 重大な過失又は背信行為を受けた場合
 - (3) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生法手続開始、会社更生法手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
 - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (5) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合
- 2 甲及び乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 3 乙又は乙の代理人、乙からの再委託契約の当事者又は、乙との間にこの契約にかかる物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、甲はこの契約を解除することができる。

(損害賠償)

第17条 甲又は乙が本契約の債務不履行により、相手方に損害を与えた場合、甲乙間で損害の回復について誠意を持って協議するものとする。

- 2 甲又は乙が本契約に違反したことにより相手方に損害を与えた場合は、甲又は乙は、本契約の解除の有無に関わらず、本契約に違反した者に対して損害賠償を請求することができるものとする。ただし、間接損害、又は当事者の責に帰すことができない事由によって生じた直接損害については、賠償責任を負わないものとする。
- 3 損害賠償額については、甲乙協議のうえ、本契約の対価を限度として賠償責任を負うものとする。

(2 者契約用・案)

(個人情報の取扱い)

第 18 条 本契約における個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び別紙 4「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、この契約を履行する上で知り得た事項を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後においても同様とする。

(賃貸借期間終了後)

第 20 条 賃貸借契約満了時における機器の引き取りは乙が行い、引き取りにかかる経費は、乙の負担とする。

2 乙は機器等を引き取る際、機器等に含まれた情報を完全に消去し、証明書を発行しなければならない。その作業に当たって知得した情報を外部にもらし、又は他の目的に利用してはならない。

(予算の減額又は削除に伴う特約)

第 21 条 この契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 1 号の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結の日に属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合、甲は、この契約を変更又は解除することができる。

(合意管轄)

第 22 条 本契約に関する紛争については、甲の本庁所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(その他)

第 23 条 甲及び乙は、本契約に基づき実施する全ての事項において、相手方の業務に支障をきたさないよう協力するものとし、この契約に定めのない事項及びこの契約の条項に疑義が生じた場合は、那覇市契約規則（1971 年那覇市規則第 13 号）によるもののほか、甲と乙が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

(2者契約用・案)

令和 8 年 4 月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙

(2者契約用・案)

(別紙2)機器設置場所一覧

	名称	所在地	電話	デスクトップPC 設置台数
1	安謝小学校	那覇市字安謝 2-15-28	098-917-3301	1
2	城東小学校	那覇市首里石嶺町 2-74-1	098-917-3302	1
3	城北小学校	那覇市首里石嶺町 1-162	098-917-3303	1
4	城西小学校	那覇市首里真和志町 1-5	098-917-3304	1
5	城南小学校	那覇市首里崎山町 4-35-2	098-917-3305	1
6	真嘉比小学校	那覇市真嘉比 1-17-1	098-917-3306	1
7	泊小学校	那覇市泊 2-23-9	098-917-3307	1
8	大道小学校	那覇市字大道 146-1	098-917-3308	1
9	松川小学校	那覇市松川 1-7-1	098-917-3309	1
10	識名小学校	那覇市識名 2-2-1	098-917-3310	1
11	壺屋小学校	那覇市牧志 3-14-12	098-917-3311	1
12	若狭小学校	那覇市若狭 2-16-1	098-917-3312	1
13	神原小学校	那覇市樋川 2-7-1	098-917-3315	1
14	真和志小学校	那覇市寄宮 3-1-1	098-917-3316	1
15	与儀小学校	那覇市与儀 1-1-1	098-917-3317	1
16	城岳小学校	那覇市楚辺 2-1-1	098-917-3318	1
17	天妃小学校	那覇市久米 1-3-2	098-917-3319	1
18	開南小学校	那覇市泉崎 1-1-6	098-917-3320	1
19	垣花小学校	那覇市山下町 17-1	098-917-3321	1
20	小禄小学校	那覇市字小禄 1150	098-917-3322	1
21	高良小学校	那覇市高良 2-12-1	098-917-3323	2
22	宇栄原小学校	那覇市字小禄 1066	098-917-3324	1
23	松島小学校	那覇市古島 2-30-12	098-917-3325	1
24	古蔵小学校	那覇市古波蔵 1-33-1	098-917-3326	1
25	上間小学校	那覇市長田 2-11-60	098-917-3327	1
26	大名小学校	那覇市首里大名町 1-49	098-917-3328	1
27	石嶺小学校	那覇市首里石嶺町 4-360-8	098-917-3329	2
28	仲井真小学校	那覇市字仲井真 173	098-917-3330	1
29	金城小学校	那覇市金城 4-3-1	098-917-3331	1
30	曙小学校	那覇市曙 2-18-1	098-917-3332	1

(2者契約用・案)

31	小禄南小学校	那覇市小禄 4-14-1	098-917-3333	1
32	真地小学校	那覇市字真地 313	098-917-3334	1
33	さつき小学校	那覇市宇栄原 1-12-1	098-917-3335	1
34	銘苺小学校	那覇市銘苺 2-3-20	098-917-3336	1
35	天久小学校	那覇市天久 1-4-1	098-917-3337	1
36	那覇小学校	那覇市前島 1-7-1	098-917-3339	1
小学校 小計				38

	名称	所在地	電話	デスクトップ PC 設置台数
1	安岡中学校	那覇市銘苺 3-10-26	098-917-3401	1
2	首里中学校	那覇市首里汀良町 2-55	098-917-3402	1
3	真和志中学校	那覇市字大道 158	098-917-3403	1
4	石田中学校	那覇市繁多川 5-17-1	098-917-3404	1
5	那覇中学校	那覇市松山 2-24-1	098-917-3405	1
6	上山中学校	那覇市久米 1-3-1	098-917-3406	1
7	神原中学校	那覇市樋川 2-8-1	098-917-3407	1
8	寄宮中学校	那覇市長田 1-13-65	098-917-3408	2
9	古蔵中学校	那覇市古波蔵 4-8-1	098-917-3409	2
10	小禄中学校	那覇市宇栄原 2-23-1	098-917-3410	2
11	松島中学校	那覇市古島 2-11-2	098-917-3411	2
12	城北中学校	那覇市首里石嶺町 1-112	098-917-3412	1
13	鏡原中学校	那覇市鏡原町 36-1	098-917-3413	1
14	松城中学校	那覇市繁多川 3-15-1	098-917-3414	1
15	仲井真中学校	那覇市字仲井真 189	098-917-3415	1
16	金城中学校	那覇市金城 4-4-1	098-917-3416	1
17	石嶺中学校	那覇市首里石嶺町 2-109	098-917-3417	1
中学校 小計				21

合計

デスクトップ PC 設置台数
59

(2者契約用・案)

(別紙3)

動産総合保険内容

1 保険期間

この保険は、リース契約成立後、物件が甲に引き渡された時に始まり、リース契約が満了したときに終了となる。

2 保険の対象となる損害

この保険は、別紙「機器明細書」の物件について、保険期間中に保険の対象となる事故によって生じた損害を補填するものである。保険の対象となる損害事故及び保険の対象とならない損害事故は、下記のとおりである。

(1) 保険の対象となる主な損害事故

- ① 火災、落雷、破裂、爆発
- ② 盗難
- ③ 破損
- ④ 濡損
- ⑤ 物体の落下・飛来
- ⑥ 車両の衝突及び接触
- ⑦ いたずらによる直接損害
- ⑧ 風水災（台風、旋風、暴風雨など）

(2) 保険の対象とならない主な損害

- ① 故意、重過失による損害
- ② 地震、噴火及び津波による損害
- ③ 自然の消耗・摩滅、又は当該物件の性質によるかび、さび、変質、変色、虫喰い、ねずみ喰い等による損害
- ④ 物件の製造上、加工上の欠陥に起因する損害
- ⑤ 偶然な外来の事故に起因しない電氣的・機械的事故による損害
- ⑥ 物件の修理・清掃等の作業中における作業上の過失、又は技術の拙劣によって生じた損害
- ⑦ 紛失、又は置き忘れによって生じた損害

(2者契約用・案)

(別紙4)

個人情報の取扱いを定める特約

(目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定に基づき、情報通信ネットワーク、情報システムの開発及び保守、セキュリティ関連を含む情報システム関連業務全般にわたる業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など市が管理する個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) ログ コンピュータの利用状況の記録、又は利用状況を記録するファイルをいう。
- (4) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

(秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第8条及び那覇市個人情報保護条例第9条に掲げる事由に該当する場合はこの限りではない。

- 2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(個人情報処理の再委託の禁止又は制限)

第6条 受託者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託、又は請け負わせることはできない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

(2者契約用・案)

- 2 受託者が第三者に委託業務の全部又は一部を請け負わせる場合、受託者は市に対し当該第三者の全ての行為及びその結果についての責任を負う。

(個人情報の複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から書面による事前の承諾を得たときはこの限りではない。

- 2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写又は複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

(個人情報の保護に関する立入検査の受忍義務)

第8条 市は、いつでも受託者に対して個人情報の関わる管理状況を監査する権限を有する。

- 2 市は、必要と認める場合には、受託者の事業所等に立ち入り、個人情報に係る安全管理措置等の遵守状況を監査することができる。
- 3 市が受託者に対して個人情報保護に関わる監査を実施する場合、受託者は市に協力しなければならない。

(個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第9条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

- 2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかにシステムのログ等から原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

(委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄)

第10条 乙は、本契約終了後に甲から要求がある場合又は法令の定めで必要がある場合は、直ちに甲から預託された個人情報を甲に返却しなければならない。ただし、甲から別に指示がある場合は、その指示に従って廃棄又はその他の処分をするものとする。

- 2 廃棄の方法は、次条の定めによるものとする。

(廃棄の方法)

第11条 乙は、甲から預託された個人情報を廃棄する場合は、次の各号に定める方法によるものとする。

- (1) 個人情報が記載されている書類等は、焼却、溶解又は微細に裁断する。
- (2) 個人情報が記録されている機器類又は電子媒体等は、専用データ削除ソフトウェアを利用し、又は物理的に破壊する。
- (3) 個人情報ファイル中の個人情報等を削除する場合、容易に復元できない手段を採用する。

(2者契約用・案)

2 乙は、前項各号に定める方法により廃棄した場合は、速やかに廃棄した旨を証明する書面を甲に提出しなければならない。

(従事者への周知)

第12条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(作業場所の指定等)

第13条 受託者は、本契約の業務による事務の処理について、市庁舎内において行うものとする。
なお、受託者は、市庁舎外で事務を処理することにつき、当該作業場所における適正管理の実施、その他の安全確保の措置についてあらかじめ市に届け出て、市の承諾を得た場合は、当該作業場所において事務を処理することができる。